

## 緊急雇用創出基金事業の概要

事業名	緊急雇用事業	重点分野雇用創出事業			起業支援型地域雇用創出事業	地域人づくり事業
		重点分野雇用創出事業	地域人材育成事業	震災等緊急雇用対応事業		
事業の趣旨	企業の雇用調整等により、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までのつなぎとなる短期の雇用・就業機会の提供を行う。	緊急雇用創出事業のスキームを活用し、成長分野として期待されている分野において、短期の雇用・就業機会の提供と人材育成を行う。	緊急雇用創出事業のスキームを活用し、成長分野として期待されている分野において、短期の雇用機会の提供と人材育成を行う。	緊急雇用創出事業のスキームを活用し、東日本大震災等の影響による失業者に対し、次の雇用までのつなぎとなる短期の雇用・就業機会の提供又は地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う。	緊急雇用創出事業のスキームを活用し、地域に根ざした事業の起業等を支援し、失業者の雇用・就業機会の提供と、地域において安定的な雇用の受け皿の確保を行う。	緊急雇用創出事業のスキームを活用し、若者や女性、高齢者等の潜在能力を引き出し、地域のニーズに応じた人材育成や就業支援などにより雇用拡大を行う<雇用拡大プロセス>とともに、在職者の賃金引上げや、家計所得の増大等処遇改善を行う<処遇改善プロセス>。
雇用期間	6か月以内。1回更新可。	1年以内。更新不可。 ※複数の事業に同一の者が重なって就く場合、通算した雇用期間は1年以内（新たに介護分野の事業に従事する場合は、さらに1年可（重点分野雇用創出事業及び地域人材育成事業）） ※東日本大震災で被災した失業者（被災求職者）を雇用する場合、通算した雇用期間が1年を超えても雇用が可能（複数回の更新も可能）			1年以内。更新不可。 ※他の雇用創出事業（ふるさと雇用再生特別基金事業・緊急雇用事業・重点分野雇用創出事業）との雇用就業期間は通算しない。	<雇用拡大プロセス（雇用型事業）> 1年以内。更新不可。 ※他の雇用創出事業（ふるさと雇用再生特別基金事業・緊急雇用事業・重点分野雇用創出事業・起業支援型地域創出事業）との雇用就業期間は通算しない。
実施要件	事業費に占める新規雇用失業者の件数割合が1/2以上	事業費に占める新規雇用失業者の件数割合が1/2以上	・事業費に占める新規雇用失業者の件数割合が1/2以上 ・OJTとOff-JTの組み合わせによる研修計画を作成・実施し、新規雇用失業者の件数以外の事業費に占める研修費割合が3/5以上	事業費に占める新規雇用失業者の件数割合が1/2以上 ※ただし、雇用する失業者は被災求職者（青森県、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者）及び平成23年3月1日以降に離職した失業者とする。	・事業費に占める新規雇用失業者の件数割合が1/2以上 ・起業後10年以内で、本社が同一都道府県内に所在する企業等に委託	<雇用拡大プロセス> ・失業者に対し、OJTとOff-JTを組み合わせた「人材育成・就業支援計画」を策定して実施。 ・雇用型事業における事業費に占める新規雇用失業者の件数割合が1/2以上 <処遇改善プロセス> ・賃金の上昇、新入社員の定着率の向上又は正社員転換を行う人数等に係る定量的な目標や実施する対策等について「処遇改善計画」を策定して実施。
対象事業	① 都道府県又は市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む）が企画した新たな事業であること（既存事業の振替でないこと） ② 建設・土木事業でないこと ③ 雇用機会を創出する効果が高いこと ④ 地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業であること	① 都道府県又は市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む）が企画した新たな事業であること（既存事業の振替でないこと） ② 建設・土木事業でないこと ③ 雇用機会を創出する効果が高いこと ④ 地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること ⑤ 重点分野（介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、教育・研究、福祉・子育て、産業振興、治安・防災、文化）に該当する事業であること（ただし、未就職卒業者を対象とする事業は、この限りでない）	① 都道府県又は市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む）が企画した新たな事業であること（既存事業の振替でないこと） ② 建設・土木事業でないこと ③ 離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者を新たに雇用した上で、当該労働者に対し、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること ④ 重点分野（介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、教育・研究、福祉・子育て、産業振興、治安・防災、文化）に該当する事業であること（ただし、未就職卒業者を対象とする事業は、この限りでない）	① 都道府県又は市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む）が企画した新たな事業であること（既存事業の振替でないこと） ② 建設・土木事業でないこと ③ 東日本大震災等の影響による失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、東日本大震災等の影響による失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業であること。	① 都道府県又は市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む）が企画した新たな事業であること（既存事業の振替でないこと） ② 建設・土木事業でないこと ③ 地域の産業・雇用振興策に沿って、地域に根ざした事業の起業等に資する事業を委託することにより、失業者の雇用の継続が期待される事業としてふさわしい事業であること。 ④ 起業後10年以内の民間企業等で、本社が起業時と同一都道府県内に所在するものに委託して実施する事業であること。 ⑤ 委託先の選定に当たり、有識者の意見を聴取した事業であること。	① 都道府県又は市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む）が企画した新たな事業であること（既存事業の振替でないこと） ② 建設・土木事業でないこと ③ 事業を実施する都道府県においては、以下の（ア）及び（イ）の事業をいずれも実施すること。 （ア）未就職卒業者や結婚・出産による離職から再就職を希望する女性等の失業者に対して、当該失業者を雇用した上で、地域の企業等で就職するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業（失業者の雇用を伴わずに実施するものを含む。） （イ）非正規労働者の正社員化や販路拡大等の事業者の取り組みを支援することにより、在職者の賃金引上げ等の処遇改善を図る事業 <処遇改善プロセス>
委託先	民間企業、シルバー人材センター、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等	民間企業、シルバー人材センター、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等	民間企業、シルバー人材センター、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等	民間企業、シルバー人材センター、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等	民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等	民間企業、シルバー人材センター、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等
地方公共団体による直接実施	可	可	可	可	不可	不可
その他の事業	生活・就労相談支援事業 求職者総合支援センターを設置し、基金事業に従事する労働者その他求職者を対象に生活・就労相談を実施	/			一時金の支給事業 委託事業実施のために新規に雇い入れた労働者を契約期間満了後に正規労働者として雇い入れた事業主に対して一時金（対象労働者1人当たり30万円）を支給	/
事業期間	平成20年度～平成23年度	平成21年度～平成25年度	平成21年度～平成24年度	平成23年度～平成24年度（一部平成25年度）	平成24年度～平成25年度（一部平成26年度）	平成25年度～平成26年度（一部平成27・28年度）
基金積立額 (国交付時期・金額)	79.9億円 (平成21年3月 25億円) (平成21年7月 54.9億円)	87.5億円 (平成22年3月 30.7億円) (平成22年10月 18.5億円) (平成23年2月 21.9億円) (平成25年1月 16.4億円)		22.5億円 (平成24年2月 22.5億円)	17.7億円 (平成25年3月 17.7億円)	14.8億円 (平成26年3月 14.8億円)